



保障内容のお知らせ

「保障内容のお知らせ」は、作成日時点の内容を表示しています。

※「作成日」以降にお申し出のあったご契約内容の変更は反映されていませんのでご了承ください。

作成日 2020年 4月17日

A タイプ 『「保障内容のお知らせ」の見かた』
をご確認ください

1 ご契約主要項目

証券番号	[REDACTED]
保険の種類	医療保険
契約日	平成30年 8月 1日
保険料	月払 18, 545円
主契約保険期間	終身
主契約払込期間	終身

2 契約者・被保険者・受取人

契約者	*** * *** *
被保険者 (ご本人様)	*** * *** *
指定代理請求人	*** * *** *

3 ご契約内容

医療保険 2014 B型手術Ⅰ型 (60日型)	終身
医療用がん入院特約 (60日型)	終身
医療用がん診断給付特約	終身
医療用三大疾病入院一時金特約	終身
医療用女性疾病入院特約 (60日型)	終身
医療用新先進医療特約	終身
医療用退院給付特約	終身
七大生活習慣病追加給付特則	終身
三大疾病支払日数無制限特則	終身
介護一時金特約	終身
医療用入院一時金特約	終身
医療用通院特約	終身
責任開始期に関する特約	
預金口座振替特約	
死亡保険金不担保特則	
医療用特定疾病診断保険料免除特約	
指定代理請求特約	

4 保障内容

■ご本人様の保障 (※被保険者様を「ご本人様」として保障内容をご案内しております。)

三大生活習慣病または七大生活習慣病の保障

- がん、急性心筋梗塞、脳卒中により入院を開始した 一時金として 100, 000円とき

病気の保障

- | | | |
|----------------------------|----------------------------------|----------------------|
| ●病気により1日以上入院したとき | 入院1日目から
一時金として | 5, 000円
100, 000円 |
| 退院した後に通院したとき | 通院1日につき | 5, 000円 |
| さらに 女性特有、女性に多い所定の病気で入院したとき | 入院1日につき | + 5, 000円 |
| ●病気で継続して長期入院した後に退院したとき | 入院20日以上のとき
入院60日以上のとき | 25, 000円
50, 000円 |
| ●病気で所定の手術を受けたとき | 手術の種類により、
5, 000円の40・20・10・5倍 | |

けがの保障

- | | | |
|------------------------|----------------------------------|----------------------|
| ●けがにより1日以上入院したとき | 入院1日目から
一時金として | 5, 000円
100, 000円 |
| 退院した後に通院したとき | 通院1日につき | 5, 000円 |
| ●けがで継続して長期入院した後に退院したとき | 入院20日以上のとき
入院60日以上のとき | 25, 000円
50, 000円 |
| ●けがで所定の手術を受けたとき | 手術の種類により、
5, 000円の40・20・10・5倍 | |

がんの保障

- | | |
|------------------|---------------------|
| ●がんと診断確定されたとき | 200, 000円 |
| ●がんにより1日以上入院したとき | 入院1日目から
10, 000円 |

介護の保障

- | | | |
|--|--------|-----------|
| ●公的介護保険制度で要介護1以上と認定されたとき、約款所定の要介護状態になったとき、または高度障害状態に該当したとき | 一時金として | 300, 000円 |
|--|--------|-----------|

備考

- 全期間を通じて、死亡保険金はありません。
- がん・急性心筋梗塞・脳卒中により、所定の状態になった場合には、以後の保険料のお払込を免除します。
- 医療用三大疾病入院一時金特約のがんに対する保障の開始は責任開始期からその日を含めて91日目となります。
三大疾病入院一時金は、三大疾病を直接の原因として入院を開始したときにお支払いします。
ただし、2回目以降は、前回より2年経過し、三大疾病の治療で入院を開始したときになります。
- 医療用がん診断給付特約のがんに対する保障の開始は、特約の保険期間の始期からその日を含めて91日目となります。
がん診断給付金の2回目以降のお支払いは、前回より2年経過し、新たにがんと診断確定されることが条件となります。
- 入院保障については、1回の入院および通算の支払限度日数があり、それを超えた入院はお支払い対象外になります。ただし、三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）の場合は、1回の入院および通算支払限度日数を超えてお支払いします。

●七大生活習慣病追加給付特則が付加されていますので、七大生活習慣病（がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患、肝疾患、腎疾患）による入院保障については、1回の入院についての支払限度日数を超えた場合も、追加給付限度日数に達するまで七大生活習慣病追加入院給付金をお支払いします。

●三大疾病支払日数無制限特則による疾病入院給付金と七大生活習慣病追加入院給付金は重複してお支払いしません。この場合、重複する部分については七大生活習慣病追加入院給付金をお支払いします。

●医療用がん入院特約によるがん入院給付金は、1回の入院についての支払限度日数があります。（通算支払限度日数に制限はありません。）

●医療用女性疾病入院特約による女性疾病入院給付金は、1回の入院についての支払限度日数があります。（通算支払限度日数に制限はありません。）

●通院保障（退院後の通院）については、1回の入院のその通院について支払限度日数があり、それを超えた通院はお支払い対象外になります。ただし、三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）の場合は、通算支払限度日数を超えてお支払いします。

●ご本人様が所定（※）の先進医療による療養を受けた場合、先進医療給付金としてその技術料相当額（通算2, 000万円限度）をお支払いします。（※ 厚生労働大臣の定める先進医療で、療養を受けた日現在に規定されていること、および厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものであることを要します。）

●介護一時金は、特約の保険期間を通じて1回のみお支払いします。

5 その他のお知らせ

配当金 無配当

保険料自動振替貸付（お立替え）制度はございません。

代理店 [REDACTED]

201000 20200420 1-05
0000009 00000009 02



※被保険者ご本人の特約がある場合は、上記「3 ご契約内容」欄の特約名称の右横に、
特約の保障期間終了時の被保険者ご本人の年齢を表示しています。

保障は掲載年齢の誕生日を迎えた直後の契約応当日まで継続します。

全1ページ中 1ページ目

裏面もご確認ください。

複数のご契約に加入されている場合、裏面に記載しています。